

令和8年7月13日

令和8年6月22日

国立研究開発法人 日本医療研究開発機構

理事長 中 釜 齊 殿

国立研究開発法人

日本医療研究開発機構

監 事 小宮山 榮

監 事 牧 兼 充

令和7事業年度国立研究開発法人日本医療研究開発機構の監査報告について

独立行政法人通則法第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、国立研究開発法人日本医療研究開発機構の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業全般並びに財務諸表及び決算報告書等について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、別紙のとおり報告します。

また、国立研究開発法人日本医療研究開発機構を主務大臣として共同で所管する、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣に対する監査報告については、監事から本報告と同一の内容をもって行うことを申し添えます。

監 査 報 告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 19 条第 4 項及び同法第 38 条第 2 項の規定に基づき、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「機構」という。）の令和 7 事業年度（令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、損失の処理に関する書類（案）、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

各監事は、監査規程等に基づき、理事長、理事、監査室、経営企画部その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会議その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、主たる事務所及びそれ以外の事務所において業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制（財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、各監事が、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）並びに事業報告書について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

また、会計監査人から会社計算規則第 131 条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、機構の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

II 監査の結果

- 1 機構の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

- 2 機構の内部統制システムの整備及び運用についての意見

内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は

認められない。

- 3 機構の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

- 4 財務諸表等についての意見

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。

- 5 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令等に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

- 1 給与水準の状況

国家公務員の給与等を踏まえて、妥当であるものと認める。

- 2 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況

入札・契約は適正に実施されていると認める。

- 3 理事長の報酬水準の妥当性

理事長の報酬水準は、国家公務員の給与等を踏まえて、妥当であるものと認める。

- 4 保有資産の見直し

保有資産は、見直しを行っており、資産の保有状況は妥当であるものと認める。

Ⅳ 機構第3期（令和7年4月1日～令和12年3月31日）の運営方針についての意見

機構では、第3期の運営方針を令和7年7月に定めている。以下の項目については、それぞれ取組の進捗に差はあるものの、理事長の下、理事及び4役（執行役、統括役、推進役、調整役）が連携し、19部室の協働によって、従前より機動的な体制構築が進められているものと認める。

- 1 事業間連携の取組の強化

- 2 研究開発の初期段階からの産学協創・企業導出

- 3 社会実装・貢献へつながる成果創出のための基礎研究の充実

- 4 国際展開の推進

- 5 医療分野の研究開発のDX

上記の取り組みを通じて、機構において、第2期までに内外から指摘されていた様々な運営上の課題について、理事長の下で、解決へ向けた変化の兆しが見られていることを認める。

また、第3期統合プロジェクト体制により新たに加わった「⑧ イノベーション・エコシステムプロジェクト」については、調整役の新設とともに、創薬エコシステムの活

性化のためのプログラムは順調に立ち上がりつつある。創薬エコシステムの構築は長期的な取組を要することから、引き続きモニタリングを行いつつ、施策の継続及び必要に応じた拡充が求められる。

令和8年6月22日

国立研究開発法人日本医療研究開発機構

監事（非常勤）

小宮山 策

監事（非常勤）

牧 兼 充